

旅館業法の見直しにかかる検討会取りまとめについて【談話】

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会
事務局長 石川 聡一郎

7月14日に旅館業法の見直しにかかる検討会の報告書として「旅館業の制度の見直しの方向性について」が取りまとめられた。

厚生労働省が設置した本検討会は、旅館業法の見直しに向けて2021年8月から1年にわたって開催され、改正法の施行状況の検証、新型コロナウイルス感染症を踏まえた旅館業法に係る検討課題（第5条、第6条等）、旅館業の事業承継などが焦点となった。検討にあたっては旅館・ホテル事業者、患者等団体、障害者団体など多くの関係者からヒアリングがおこなわれた。また、この間、旅館・ホテル事業者の感染防止対策や衛生水準の向上だけでなく、旅館・ホテル業界の振興や発展、ユニバーサルツーリズム、事業者と利用者との対等で互恵的な関係のあり方など、社会変化を踏まえて将来に向けて検討が重ねられた。

サービス連合は構成員として参画し、第5条の見直しについて、不当な差別は決してあってはならないということが大前提に、利用者だけでなく働く者の健康も守らるべきであり、利用者と事業者どちらか一方が弱い立場に立たされるべきではないということを繰り返し述べてきた。

取りまとめでは、宿泊事業者が感染の疑いがある人に対して、医療機関の受診や必要な感染対策を求め、正当な理由なく応じない際は、拒否できるとしており、これまでの明らかに感染症に罹患(りかん)している場合にのみしか拒否できなかったところから前進したと受け止める。ただし、運用にあたって不当な差別につながるようなことはあってはならず、今後の具体的な対策の十分な検討が求められる。

今回の新型コロナウイルス感染症のみならず、あらたな感染症は今後も想定され、利用者だけでなく働く者の安全を守るためにも、改正案の早期の提出ならびに成立を求める。

サービス連合は今後も働く者の立場から産業の持続的な発展にむけて、意見反映をおこなっていく。

以上



サービス・ツーリズム産業労働組合連合会(サービス連合)

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2階

Tel:03-5919-3261 Fax:03-5919-3264 URL:<http://www.net-stu.com>